

ロシア連邦大統領令

特定のロシア事業体の機関による決定採択の暫定手順について

ロシア連邦国民および法人に対する制限措置の導入に向けた、アメリカ合衆国およびそれに加わったその他の外国国家および国際機関の非友好的で、国際法に反する行動と関連して、ロシア連邦の国益を保護するために、2006年12月30日付連邦法第281-FZ号「特別経済措置および強制措置について」、2010年12月28日付連邦法第390-FZ号「安全について」、2018年6月4日付連邦法第127-FZ号「アメリカ合衆国およびその他の外国国家の非友好的行動への対応（対抗）措置について」に基づき、以下のように決定する：

1. ロシア連邦の連邦法、その他の法規文書および事業体の設立文書に基づき、ロシア事業体の出資者（株主）総会、取締役会（監査役会）、合議制執行機関（以下、「ロシア事業体の機関」）が、自らの権限に属する問題に関する決定（以下、「決定」と称す）を採択する暫定手順を定める。

2. 本令に定める暫定手順は、ロシア事業体が同時に以下の基準に該当する場合にそのロシア事業体に対して適用される：

a) ロシア事業体がエネルギー産業（電力産業を含む）、機械製造または貿易分野で事業を行っている；

b) ロシア連邦、ロシアの法人および自然人に対して非友好的行動を実行する外国国家、国家連合および（または）国家同盟、および外国国家あるいは国家連合および（または）国家同盟の国家（国家間）機関が、ロシア事業体の支配者および（または）実質的所有者に対する制限措置を導入している。「実質的支配者」という概念は1996年4月22日付連邦法第39-FZ号「有価証券市場について」に規定する意味で用いられ、「実質的所有者」という概念は2001年8月7日付連邦法第115-FZ号「犯罪的方法で得られた収益の合法化（マネーロンダリング）およびテロ資金供与への対抗措置について」に規定する意味で用いられる；

c) ロシア連邦、ロシアの法人および自然人に対し非友好的行動を実行する外国国家（以下、「非友好的外国国家」）と関係を有する外国人（そうした外国人が当該国家の市民権を有する場合、登記場所、事業活動を行う主たる場所または活動から利益を得ている主たる場所が当該国家である場合を含む）である、または、その登記場所（その登記場所がロシア連邦である場合を除く）もしくは事業活動を行う主たる場所がどこであるかを問わない、そうした外国人の支配下にある者（以下、「非友好的外国国家の者」）に属するロシア事業体の定款資本金中の持分（株式）が、その事業体の定款資本金額の50%を超えない。

d) ロシア事業体（2006年7月26日付連邦法第135-FZ号「競争の保護について」の規定に基づいて定められた、当該の事業体が加入している事業体グループ）の機関が決定を採択する年の前年における製品の販売（商品の販売、役務の履行、サービスの提供）によるロシア事業体の売上高が1,000億ルーブルを超えている。

3. 非友好的外国国家の者、および（または）非友好的外国国家の者が推薦した候補者の中からロシア事業体の機関のメンバーに任命（選任）された者がロシア事業体の機関のメンバーになっている場合、非友好的外国国家の者ではないロシア事業体の出資者（株主）は、ロシア事業体の機関による決定を採択する際に、ロシア事業体の機関の会議における定足数および議案の票決結果の判定において、非友好的外国国家の者、および非友好的外国国家の者が推薦した候補者の中からロシア事業体の機関のメンバーに任命（選任）された者が有する票を考慮しない旨を、これらの出資者（株主）が有する総票数の多数決により定めることができる。この場合、ロシア事業体の設立文書、当該事業体の出資者（株主）間で締結された法人契約の規定、法人契約に適用される権利に関係なく、決定は、ロシア事業体の機関のメンバーであり、非友好的外国国家の者ではない者、および（または）非友好的外国国家の者が推薦した候補者の中からロシア事業体の機関の

メンバーに任命（選任）された者ではない者が有する総票数の多数決により採択される。

4. 本令の適用に際しては、以下の者は非友好的外国国家の者とは認められない：

a) ロシア連邦の国民およびその支配下にある者；

b) 非友好的外国国家に属さない外国国家の法がその属人法である法人および自然人で、その者が非友好的外国国家の者に対する支配を確立したのが2022年3月1日以前である場合；

c) 非友好的外国国家に属さない外国国家の法がその属人法である法人および自然人の支配下にある者で、その支配が2022年3月1日以前に確立された場合；

d) 非友好的外国国家に属さない外国国家の支配下にある者で、その支配が2022年3月1日以前に確立された場合；

5. 本令に定める暫定手順は2023年12月31日（同日を含む）まで適用される。

6. 本令はそれが公布された日をもって発効する。

ロシア連邦大統領

V.プーチン

モスクワ、クレムリン

2023年1月17日

第16号